特定教育･保育施設、特定地域型保育事業　実地指導
主な指導事項

令和５年５月　越谷市

No	項目	種別	内容
1	職員配置	右記のとおり	**〇保育士等を必要数配置していませんでした。** ➡必要数配置してください。 ～具体的内容～ ・保育士等を常時複数配置していませんでした(保育所)。 ・利用幼児に対する保育士等の配置数が足りていませんでした(地域型)。 ・専従の管理者が保育業務に従事することで、保育士等の配置数を満たしていました(地域型)。 ・半数以上が保育士となっていませんでした(地域型)。 **〇子どものいない時間帯に保育士を配置しない場合の、開所時間中の確実な連絡手段・連絡体制を確保していませんでした。** ➡確実な連絡手段・連絡体制を確保してください(こども園)。
2	利用者負担の徴収	地域型	**〇利用者負担(実費徴収)の「行事・制作費」について、充当している費目及び金額が不明確でした。** ➡地域型保育給付費の基本単価に含まれる保育材料費と重複しないこと、また、実費相当額であることを明確にするため、帳簿を作成する等適切に管理してください。 **〇利用者負担(実費徴収)の費目について、運営規程、重要事項説明書、契約書等相互間の記載が整合していませんでした。** ➡実態に即した記載に改め、各書類の内容を整合させてください。
3	委託費の経理	保育所	**〇委託費の経理に不備がありました。** ➡収支計算分析表を埼玉県少子政策課に提出するとともに、対応について指示を仰いでください。 ～具体的内容～ ・当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超えていました。 ・積立支出及び当期資金収支差額合計が、当該施設に係る拠点区分の事業活動収入計(決算額)の5%を超えていました。 ・株式会社の社債を購入しており、安全確実かつ換金性の高い管理・運用方法か疑義があります。 **〇委託費の弾力運用の要件について、苦情内容及び解決結果の定期的な公表を行っていませんでした。** ➡ホームページや広報誌等を活用し公表してください。
4	給付費の額に係る通知	右記のとおり	**〇法定代理受領通知について、以下の不備がありました。** ・教育・保育給付認定保護者(支給認定保護者)に通知していませんでした(こども園・地域型)。 ➡少なくとも年度中に1回以上、通知してください。 ・給付費の具体の額を記載せず、照会されれば開示する趣旨の通知となっており、法定代理受領通知と認められませんでした(地域型)。 ➡給付費の具体の額を記載して通知してください。
5	保育内容	地域型	**〇保健計画を作成していませんでした。** ➡作成してください。
6	保育内容の評価	地域型 保育所	**〇保育所としての自己評価を実施していませんでした(または実施記録がなく確認できませんでした)。** ➡自ら業務の質の評価を行い、その改善を図ってください(自己

No	項目	種別	内容
			評価を実施した際にはその結果を記録してください)。
7	重要事項の掲示	地域型	**○事業所内に重要事項を掲示していませんでした。** ➡事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示してください。
8	事故防止対策・発生時の対応	こども園 地域型 保育所	**○事故防止対策及び発生時の対応に不備がありました。** ➡見直しをしてください。 ～具体的内容～ ・事故発生防止のための委員会を開催していませんでした。 ・事故防止等の研修並びに応急措置、救命措置及び救急蘇生法の訓練を実施していませんでした(または実施記録がありませんでした)。 ・事故発生時の結果を記録していない例がありました。 ・日常の安全管理に係る点検表を作成していませんでした。 ・保育室内のドアに指ばさみ防止措置がありませんでした。 ・園児が使う机の角などに緩衝材が取り付けられていませんでした。 ・食物アレルギーの児童への対応について、アレルギー疾患生活管理指導表又は医師の指示書を保護者から徴取していませんでした。
9	人権尊重・虐待防止	地域型 保育所	**○人権の擁護、虐待の防止等に関する研修を実施していませんでした(または実施記録がありませんでした)。** ➡実施(または記録)してください。
10	土曜日の閉所減算	地域型	**○土曜日に閉所した日(共同保育の場合で利用する自園の子どもがいなかった日等)について、減算を適用していませんでした。** ➡差額調整をしてください。
11	非常災害対策	地域型 保育所	**○非常災害対策について、消火訓練を実施していない(または実施記録がない)月がありました。** ➡消火訓練は、毎月1回以上、実施してください。
12	設備基準	右記のとおり	**○保育室について、届出時とは異なる区画となっており、有効面積が設備基準に適合していない可能性があります(地域型)。** ➡有効面積を測定し、満たしていない場合は区画を撤去する等の措置を講じてください。なお、市に届け出ている平面図から保育室のレイアウトを変更する際には、市子ども施策推進課に協議を行ってください。 **○保育室について、1人当たりの面積数が、認可時より減少していました。** ➡常に設備を向上させる必要があるため、元に戻す等の措置を講じてください。なお、市に届け出ている平面図から保育室のレイアウトを変更する際には、市子ども施策推進課に協議を行ってください。 ～具体的内容～ ・保育室の一部をカラーボックス等で仕切り収納スペースとして使用していたことによるもの(地域型) ・3歳児と5歳児の保育室を入れ替えた結果、5歳児の1人当たりの面積数が、認可時より低下(保育所) ・0～2歳児の保育室について、お昼寝用ベッドを置くスペースを設けたことによるもの(保育所) ・3歳児から5歳児の保育室について、コット(昼寝用簡易ベッド)を置くスペースを設けたことによるもの(保育所)

No	項目	種別	内容
			○医務室について、静養場所がカーテン等で区画されていませんでした。 ➡医務室を届出の位置に戻すか、ベッドの周囲をカーテン等で区画するなどの措置を講じ、安全に静養できる場所を確保してください。
13	感染症の予防	地域型保育所 子ども園	**○感染症の発生予防対策に係る研修を実施していませんでした（または研修記録がありませんでした）。** ➡実施（または記録）してください。
14	職員処遇	地域型保育所	**○以下の事項について、労働関係法令に違反または違反しているおそれがあります。** ➡労働局、労働基準監督署等関係機関に確認するなど、適切な措置を講じてください。 ～具体的内容～ ・1日の法定労働時間（8時間）を超える勤務に対し、割増賃金を適切に支払っていませんでした。また、時間外労働をさせた場合に、別の日の勤務時間を短縮させることで相殺していました。 ・年次有給休暇について、年5日以上取得させていない例がありました。 ・賃金からの法定外控除項目（職員給食費）について、協定（労働基準法第24条第1項ただし書き）を締結していませんでした。 ・出退勤の打刻漏れに対する罰金を課していました。 **○新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休園等に伴う職員の勤怠管理について、事業所の状況によっては対応が困難であると認められます。** ➡臨時休園の際にも通常どおりの地域型給付費が支給されており、職員人件費支出も通常時と同水準の対応が求められていることに鑑み、在宅勤務をさせる場合にも無理なく勤務できるよう環境を整えてください。